



ひとり親家庭にエールを届ける

YELLながさき通信

長崎県ひとり親家庭等自立促進センター

2019年6月

No.49

特集 【特集】公正証書（養育費）について

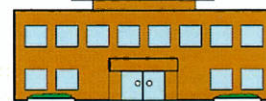
エールながさきでは、養育費確保の方法や公正証書等についての相談が増えています。

「離婚時は口約束だったけど、不安になったのでこれから書面にしたい」「公正証書を作成したい」「公正証書を作ったが、相手が払ってくれなくなった。どのような手続きをとれば良いか」等、みなさん養育費を確保するために力を尽くされています。

継続的に養育費を確保していくためには、証明力が高い書面にしておくことが大切です。

そこで今回は、「公正証書」について、多くお尋ねがあった内容や、作成時の留意点、未払いが生じた場合の強制執行手続きについてご紹介します。

公証役場



■公正証書とは

国の機関である公証人が作成する公文書で、当事者の合意内容を公に証明する書面です。中立公正な立場である公証人が作成する公文書であり、高い証拠、証明力があります。

■作成場所

全国に300か所ある公証役場で作成します。また、「管轄」はありません。全国どこの公証役場でも作成可能ですが、養育費の公正証書作成の際には、原則として当事者双方で出向く必要があります。

●長崎地方法務局 公証役場一覧(長崎県には、長崎市・諫早市・島原市・佐世保市にあります。)

<http://houmukyoku.moj.go.jp/nagasaki/table/kousyuu/all.html>

■公正証書作成の準備

公正証書は、合意内容を公に証明する書面であるため、合意できていない場合は作成できません。あらかじめ、合意事項を協議書等にして明確にしておく必要があります。

【養育費の主な取決め事項】

- ①具体的な支払額 ②支払日と支払方法(振込先等) ③支払期間(支払開始時期・終了時期)
- ④急な出費に関する取決め ⑤義務者の大幅な収入の減少(失業、リストラ等)や再婚など、事情の変更があった際の取決め 等

※支払終了時期に関しては、具体的に明記することが大切です。

■強制執行(法的な強制力で養育費を確保)の要件を満たすには

調停や審判、裁判の判決、和解、公正証書などで取り決めた養育費が支払われない場合には、強制執行(差押さえ)を申し立てることができます。

ただし、公正証書の場合は、債務者が「強制執行を承諾する」という『強制執行認諾条項』が明記されている必要があります。この条項がないと強制執行はできません。

■公正証書による強制執行手続き

強制執行は地方裁判所に申立てをしますが、公正証書のみでは、強制執行をすることはできません。強制執行手続きの前段階として、公証役場に申請する手続きが必要です。

- ① 公正証書を作成した公証役場へ、強制執行認諾条項が入っている公正証書の正本（債権者が保管している公正証書）を持参します。
 - ② 執行文の付与申請を依頼します。
執行文とは、強制執行してもよいことを証明するものです。
公正証書の末尾に付与してもらいます。（※要手数料）
 - ③ 送達証明書の付与申請を依頼します。
公証役場から公正証書の謄本を相手（債務者）に送達してもらい、送達した証明書を交付してもらいます。（※要手数料）
- この②と③の書類が揃ったら、地方裁判所に強制執行の申立てができるようになります。

※強制執行の申立てをするのは、相手（債務者）の住所地や勤務地の所在地の地方裁判所です。

なお、裁判所での強制執行手続きの流れ・上記②③他の必要書類・費用等の詳細については、裁判所にお問合せください（※給与や預貯金など、差押えの対象によって手続きが異なります）。

●各地の裁判所 <http://www.courts.go.jp/map.html>

◆養育費関係のバックナンバー

エール通信 No.31～33「子どものための養育費」も、併せてご覧ください。

<https://www.yell-nagasaki.jp/tsuushin.html>



■まとめ

子どもの心身の成長を支えていくために、養育費の確保はとても大切です。しかし、実際に養育費を継続的に受け取っている家庭は決して多くありません。どうしたらいいかわからず、悩んだ末に諦めてしまう方も多いようです。

エールながさきでは、養育費に関する様々なご相談や、月に一度、弁護士による無料法律相談を行っています（毎月第3水曜日・事前予約制）。

また、無料法律相談は「電話相談」も可能です。日時等も出来る限りご本人の都合に合わせてるように調整いたします。

インターネットや友達から聞く情報が、必ずしも正確でないときがあります。まずはおひとりで抱えず、子どものためにできることを、専門家に相談しながら私たちと一緒に考えていきましょう。

発行

長崎県ひとり親家庭等自立促進センター（YELL ながさき）

〒852-8108 長崎市川口町 13-1 長崎西洋館 2 階 長崎県総合就業支援センター内

TEL 095-813-0800 FAX 095-848-1112 ホームページ <https://www.yell-nagasaki.jp>

運営主体：一般社団法人 ひとり親家庭福祉会ながさき